



こうつうじこ 5 交通事故

さいきん がいこくじん かた こうつうじこ お ふ こうつうじこ お
最近、外国人の方が交通事故を起こすケースが増えてきています。交通事故はいつ、どこで起きるかわかりま
せん。もしもの場合を想定して、事故を起こした場合、事故にあった場合、保険についてなどを紹介しまし
ます。

こうつうじこ じどうしゃほけん 5-1 交通事故と自動車保険

こうつうじこ お ばあい (1) 交通事故を起こした場合は

こうつうじこ かがいしゃ しやりょうとう うんてん ていし ふしょうしゃ きゆうご どうろ
交通事故の加害者になってしまったら、ただちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路におけ
る危険防止の措置を取った後、警察に連絡しましょう。

けいさつ れんらく 1. 警察へ連絡
た こうつう あんぜん ばしょ くるま と けいさつ でんわ ばん すみ 他の交通のじゃまにならないような安全な場所へ車を止め、警察(電話110番)に速やかに つうほう ふしょうしゃ ばあい きゆうきゆうしゃ てはい いらい ふしょうしゃ あんぜん かくほ 通報し、負傷者がいた場合は救急車の手配を依頼し、負傷者の安全を確保します。
↓
げん ばけんしやう 2. 現場検証
けいさつ どうちやく じこ げんば かくにん けいさつかん げんば どうちやく た 警察が到着したら、事故の現場を確認してもらいます。警察官が現場に到着するまで立ち さ ばしょ ふしょう ばあい のぞ おこた のちのちほけんきん 去らずにその場所にいます(負傷している場合を除く)。このことを怠ると、後々保険金 で ばあい 出ない場合があります。
↓
たが かくにん 3. お互いの確認
じこ あいて じぶん じゆうしょ しめい れんらくさき つ あいてがた かくにん 事故の相手に自分の住所・氏名・連絡先を告げるとともに、相手方の確認もしましょう。
↓
ほけんがいしゃ れんらく 4. 保険会社に連絡
れんらく ほけんきん しはら ばあい ほけんがいしゃ じこご 連絡をしないと、保険金が支払われなくなる場合があります。保険会社は事故後のアドバイ ひがいしゃ はな あ ひう ひがいしゃ こうしやう ほけんがいしゃ とお スや、被害者との話し合いを引き受けてくれたりするので、被害者との交渉は保険会社を通 おこな して行うようにしましょう。



こうつうじ こ ばあい
(2) 交通事故にあった場合は

<p>たが かくにん 1. お互いの確認</p>
<p>じ こ あいて じゅうしょ しめい でんわばんごう くるま かくにん さい あいて 事故の相手の住所、氏名、電話番号、車のナンバーなどを確認しましょう。その際、相手 じぶん なまえ じゅうしょ でんわばんごう かなら つ にも、自分の名前、住所、電話番号を必ず教えてください。</p>
↓
<p>けいさつ れんらく 2. 警察へ連絡</p>
<p>もよ けいさつ でんわ ばん れんらく ごじつ じ こ あいて ほけんがいしゃ ひがいはしやう ただちに最寄りの警察(電話110番)に連絡。後日、事故の相手や保険会社に被害補償を せいきゆう こうつうじ こしやうめい ひつよう かなら けいさつ れんらく 請求するために、交通事故証明が必要になりますから、必ず警察に連絡しましょう。</p>
↓
<p>びやういん い しんだんしょ さくせい 3. 病院に行き、診断書を作成</p>
<p>じ こ あいて ほけんがいしゃ ちりやうひ せいきゆう ひつよう ていど かる 事故の相手や保険会社に治療費などを請求するときが必要です。けがの程度が軽くて かなら いし しんだん う しんだんしょ も、必ず医師の診断を受け診断書をつくってもらいましょう。</p>
↓
<p>しゅうろうしやうめいしよ さくせい 4. 就労証明書を作成</p>
<p>しごと ばあい じぎやうぬし かいしゃ れんらく しゅうろうしやうめいしよ さくせい 仕事ができないほどのけがをした場合は事業主(会社)に連絡し、就労証明書を作成して じ こ あいて ほけんかいしゃ きゆうぎやうそんがい せいきゆう おこな じぎやうぬし さく もらいましょう。事故の相手や保険会社に休業損害の請求を行うときに、事業主が作 せい しゅうろうしやうめいしよ ひつよう 成した就労証明書が必要となります。</p>

※ こうつうじ こ ばあい じ こ あいて じばいせきほけん にんい ほけん ほしやう う
交通事故でけがをした場合は、事故の相手の自賠責保険や任意保険で補償が受けられます。

※ きん むちゆう つうきんとちゆう こうつうじ こ ばあい ろうさいほけん ほしやう う
勤務中や通勤途中で交通事故にあった場合、労災保険からも補償が受けられます。

きやうせいほけん じどうしゃそんがいはいしやうせきにな ほけん
(3) 強制保険(自動車損害賠償責任保険)

ほけん きやうせいほけん にんい ほけん ふた ほけん にほん じどうしゃ しやうや じどうしゃ
保険には強制保険と任意保険の2つの保険があります。日本ではすべての自動車の所有者は自動車
そんがいはいしやうせきにな ほけん じばいせきほけん かにゆう ほりつ きむづ じどうしゃ こうにゆうじ
損害賠償責任保険(自賠責保険)に加入することが法律で義務付けられていて、自動車の購入時や
しゃけん じどうてき かにゆう ほけん じどうしゃ うんでんちゆう たにん ししやう ば
車検のときに、自動的に加入されます。この保険は自動車またはバイクを運転中に他人を死傷させた場
あい てきやう ひがいしゃ そんがい げんどかく ほしやう
合のみ適用され、被害者の損害を限度額まで補償するものです。

じ こ たがく ばいしやうきん じばいせきほけん さいていげん ほしやう じゆう
事故によっては多額の賠償金がかかることがあり、自賠責保険では最低限の補償がなされますが、十



ぶん ぶん ぶん ぶん ぶん ぶん ぶん ぶん ぶん ぶん
分ではないので、さらに任意保険に入ることをおすすめします。

にんい ほけん
(4) 任意保険

きょうせい ほけん たいしやう たいぶつそんがい たにん もの こわ じ こ しゃりやうそんがい じどうしゃ ぬす
強制保険の対象とならない対物損害(他人の物を壊すなどの事故)や車両損害(自動車を盗まれ
る)や、強制保険の対象となる対人損害であっても、事故の賠償額が自賠責保険の支払いを超える
損害などのときに支払われます。

にんい ほけん みるかん ほけんがいしゃ かにゆう
任意保険は民間の保険会社で加入 できます。